

大町市耐震改修促進計画

別紙

ブロック塀等の安全対策

令和4年3月

大 町 市

1 ブロック塀等の安全対策

大町市耐震改修促進計画第2の4（1）ブロック塀等の転倒防止対策として、減災対策ブロック塀等撤去事業を新たに定め、既存ブロック塀等の撤去に対して補助を実施する。

2 対象となる道路

大町市耐震改修促進計画に定めるブロック塀等の安全対策に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる道路は、住宅や事業所から大町市地域防災計画に位置付けられた指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び防災拠点等に至る私道を除く経路とする。